

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準)

第31条 法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危険物政令」という。)で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。(う)(す)(ほ)

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。(す)
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。(す)
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。(す)
- (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
- (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないように必要な措置を講ずること。

(う)(す)

【解説】

本条は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準について規定したものである。

したがって、危険物の指定数量の5分の1未満の数量を取り扱う場合も適用する。

1 第1号

「みだりに火気を使用しない」とは、火気を使用するときは、安全な場所を指定して安全な方法でこれを使用することをいう。すなわち、危険物の性質及び作業工程を考慮して、適切に管理された状態でのみ火気が使用できる。

2 第2号

「不必要な物件」とは、当該場所の作業工程において、必要でない物件をいうものであり、可燃物に限るものではない。例えば、原料や製品を置く台や作業をするための机等は必要なものであり、整理されていれば差し支えないが、原料を取り出したあとの空箱等不必要なものは、速やかに整理

する必要がある。

3 第3号

「必要な措置」とは、貯蔵及び取扱いの形態に応じた密栓、ふた、受け皿等の設置及びこれらの管理等をいうものである。

4 第4号

「当該危険物の性質に適応し」とは、容器が危険物の品名及び危険等級（危険物規則第39条の2に定める危険物の等級をいう。）に応じ、危険物規則別表第3（固体用のもの）又は第3の2（液体用のもの）に規定する運搬容器の基準に適合することをいう。

5 第5号

本号は、行為規制として、容器の粗暴な取扱いを禁止したものである。これは、第4号に適合する容器に危険物を収納して貯蔵し、又は取り扱う場合においても、粗暴な行為によって取り扱うと火災予防上安全が期待できないからである。

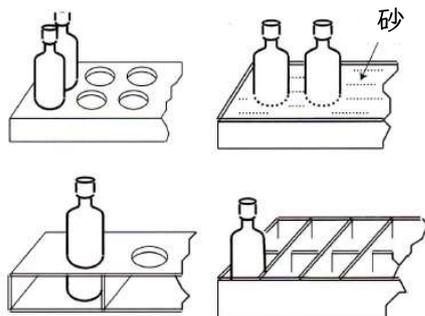
特に、第1類の危険物及び第5類の危険物については、衝撃を加えないこと、第4類の危険物については転倒させないこと、また、紙袋、ガラス等破損しやすい容器については、特に粗暴な行為を禁止することがそれぞれ肝要である。

6 第6号

「地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けない措置」とは、次によること。

- (1) 容器は、戸棚、棚等に貯蔵すること。
- (2) 戸棚、棚等は、建築物の壁体又は床面に直接固定すること。（図31参照）
- (3) 戸棚、棚等には、金属又は木製の板（たるみを生じない材料）により容器の転倒、落下を防止するための有効な柵を設けること。この場合、柵の高さは、貯蔵する容器等の出し入れに支障がない範囲とすること。
- (4) 容器は、滑り止めのための有効な措置を講ずること。（図31参照）

図31 容器の収納例



- (5) 棚に容器を貯蔵する場合は、上方からの他の物品の落下による容器の損傷等を防止する措置を講ずるか、又はこのようなおそれのない場所を選ぶこと。